多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要

令和元年11月22日

琴 浦 町

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律(平成26年法律第78号)第7条第5項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画の変更を認定したので、同条第6項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等			
1号 事業	2号	3号 事業	4号 事業	地域	重点区域との 重複の有無	実施期間	実施主体
0				鳥取県東伯郡琴浦町 大字八橋	無	平成29年度 ~ 令和3年度	岩本地区資源・景 観保全活動組織
						~	
						~	
						~	
						~	
						~	
						~	
						~	
						~	
						~	
						~	
						~	
						~	
						~	